

共 生

黒木隆之 書

第 8 号

平成 25 年 7 月 1 日 発行

発行人兼編集人 伊東安男

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

【事務局】

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7

県社会福祉センター内

TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358

県経営協総会（H25.5.8）における伊東会長あいさつ全文

本日は連休明けのお忙しい中に多数ご出席いただき有難うございます。心から御礼を申し上げます。



また、お忙しい中駆けつけていただきました県保健福祉部の松田部長様、県社協の溝口会長様、有難うございました。さて、鹿児島県社会福祉施設経営者協議会も結成30年近くとなりました。初代会長は、ご承知のとおり鹿児島市の社会福祉法人常磐会の久木元弘先生であります。先生が今日の経営協の礎を築いてくださいました。心から感謝を申し上げたいと思います。鹿児島県経営協の今日的な課題はいろいろありますが、最も深刻な課題は財政的な問題でございます。経営協という組織は全国がまず出来て、それから後に地方が出来たという経緯を持っております。会費の説明をいたしますと、現在皆様に支払っていただいております35,000円若しくは40,000円については全国の会費でございます、県の会費は徴収していませんのであります。どうしているかと言いますと、納入した全国の会費からのいわゆる還元金1法人当たり15,000円、総額320万円だけでやりくりをいたしております。ちなみに、今年の剰余金も82万円です。23年度は40万円でした。我々もいろいろと辛抱しております。正規職員として雇用しておりました事務員にその辺りの事情を説明し、昨年、非常勤職員に任用替えさせていただきました。そうしないとやっていけないからです。県外での会議開催についても私1人だけで出席したのものもありました。他県の状況も調べております。九州8県の中で県会費をもらっていないのは鹿児島県と熊本県だけでありまして、県会費がなければやっていけない状況でございます。後の議題で出てまいります、その辺りはご理解をいただければと思います。2点目に、東日本大震災の活動についてでございます。午後からの講演で詳しいお話があるかと思いますが、経営協といたしましては1法人もつぶさないということで、3年に亘ってのカンパ活動や、2年前の夏から秋にかけての4カ月8法人16人の施設ボランティアの方々に南三陸に行っていただき、それぞれ2週間ずつ介護ボランティア活動に従事していただきました。今年も11月ごろに福島県の特養に行っていただくこととなります。多くの法人から手が挙がることを期待いたしております。3点目に、今申し上げました南三陸のボランティア活動の報告会が契機となりまして、昨年、溝口社協会長の発案で「福祉現場から私たちの提言」と題するスピーチコンテストが開催され盛会裏に終わりました。経営協も主催団体の1員としてご支援を申し上げます。ただ、施設からの応募が少なかったことが反省点として挙げられます。今年度は多くの応募がありますようお願いを申し上げます。その他、経営協では、県の助成金をいただきながらの相談事業、会計研修、セミナーの実施の他、指導監査に関する有識者会議、知事と語る会等を開催いたしております。また、今年度は新規事業として2点考えております。1つは、経営者団体としての「経営者大会」を1泊2日で開催する計画があります。全国大会を参考にしながら、1日目は基調報告、記念講演、夜は交流会、2日目は児童、高齢者、障害者と3つの分科会に分かれる重量感のある研修にしたいと考えております。会費負担が増額となる分のメリットを感じていただきたいと思います。もう1点は、福祉界の課題が多くあります。人材確保や処遇改善、それに待機児童問題など、もう行政の範疇では対応できないような大きな問題もあります。与党の国会議員との意見交換会も必要ではないかと思っております。最後に、経営協は名称を変えました。これまでの「社会福祉施設経営者協議会」を「社会福祉法人経営者協議会」に変えました。理由として、これからは法人という単位で動きましようということです。これからは皆様方のご協力をいただきながら経営協もがんばりますのでよろしくお願いたします。本日は有難うございました。

組織名変更、役員選出、その他活動方針、予算を全会一致で承認

平成25年度県経営協定期総会開かる

去る5月8日、鹿児島市内のホテルにおいて、155法人（うち委任状73）の参加を得て開催しました。

伊東県経営協会長のあいさつの後、松田県保健福祉部長、溝口県社協会長のあいさつをいただきました。引き続き、議長に清谿園施設長の肥後さんを選出、議事録署名者2名を指名し、議事にはいりました。

まず、「24年度の事業報告」の主なものとしては、福祉施策に関する要望・提案の実施、被災施設に対する各種支援、スピーチコンテストの実施などです。「決算」については、約18,200千円（実質10,400千円）の収入を基にした執行状況が説明され、承認されました。

「25年度の事業計画」と「収支予算」については、まず組織強化、被災地施設支援、経営相談事業、セミナー・会計研修会、スピーチコンテスト、社会福祉法人経営者大会など各種自主事業の実施について、説明、承認され、予算案も提案どおり承認されました。

続いての議題として、県経営協の「組織名変更」ですが、これは、「施設運営の時代から法人経営の時代が変わっており、また、社会福祉法人の強化を図るといふ会の目的をはっきりと示すべき」として、全国経営協が新年度から変更したことに伴い、県経営協としても併せて変更するとしたものです。なお、「全国経営協」「県経営協」の略称はこれまでどおりで変わりません。

〈旧〉鹿児島県社会福祉施設経営者協議会

〈新〉鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

「役員改選」については、今年度が新たな任期の始まりとなったため、各種別協議会等から推薦された協議員及び監事候補、並びに互選された正副会長候補が提案され、承認されました。新3役は、前期に引き続き、伊東会長、松村・中村両副会長に決定されました。

「会費の改正」については、事業と組織力の充実強化を図るため、これまでの全国会費に加えて平成26年度から新たに「県会費」の徴収をお願いすることが承認されました。なお、県会費の金額については、九州各県の大半が設定している1法人1万円となります。

新役員体制を基軸に、事業計画に沿って会員法人・施設の経営力向上に努めますので、これまで以上のご理解と協力をお願いします。

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会新役員 (H25.5.8~H27.3.31)		
会 長	伊東 安男 建昌福祉会	協議員 飯田 和子 千草会
副会長	松村 武久 恵会	協議員 水流 純大 落穂会
副会長	中村 邦彦 更生会	協議員 吉尾 逸平 太陽福祉会
協議員	黒木 隆之 隆愛会	協議員 内門 公孝 県社協常務理事
協議員	柿添 信義 同仁会	監 事 上片平栄昭 正栄会
協議員	佐多 京子 緑風会	監 事 大友 良治 敬天会



「福祉政策」と「施設運営」に193名が聴き入る

県経営協「第1回経営者セミナー」開催報告

午前中の県経営協総会と合わせて午後からセミナーが開催されました。

まず1本目は、厚労省東北厚生局 健康福祉課・福祉指導課 家田課長による「社会保障と税一体改革と現状報告について」と題する講演で、被災地管轄としての大震災福祉対策や社会福祉法人経営など、福祉全般に対する国施策の詳細な説明がありました。消費税値上げを元にした福祉施策への配分などについて出席者全員が興味深く聴き入りました。

2本目は一昨年に引き続き、辻・本郷税理士法人 本間統括部長による「運営から経営へとはどういうことか事例で学ぶ」と題した講演でした。講師は、多数の講演を掛け持ちしながら、問題を抱えた法人から要請を受けてのコンサル業務に飛び回るなど問題の実態・事例に精通、豊富な経験に立脚した講演は広く定評のあるところ。少子高齢化の進行に伴う近い将来の各施設の動向・経営など、歯に衣着せぬ講話に聴講の全員が我が施設に置き換え感銘を受けながら聴き入りました。現場事例と数値的に将来を見据えた講話は説得力があります。

今年度も今後、数回のセミナーを実施しますが、会員その他の法人経営者の運営力・経営力向上のため有意義なものとなるよう努めますのでご期待ください。



県社会福祉施設経営相談コーナー

県社協福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですので是非とも御利用してください。

◇専任指導員1名

◇兼任指導員（公認会計士）1名

◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要）

◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358

◎担当：徳永

『経営協』に加入しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。

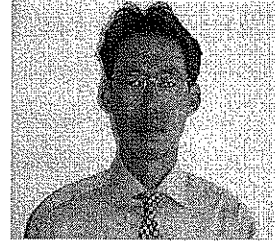
・「協議会が」何をしてくれるか。「協議会」のために何ができるか・

加入申込は県経営協事務局まで [TEL 099-257-9885]

Y君への支援と社会福祉法人の使命

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 青年経営者部会長
あさひが丘学園 統括施設長 水流 純大

「先生、来年の4月からどうしましょう。」Y君の母親から相談を受けたのは、平成11年の秋のことであった。Y君は、私が施設長を務めている知的障害児施設の母子通園療育教室に月1回通っていた6歳の男の子で、翌春から特別支援学校小学部へ通うことが決まっていた。Y君の両親は共働きで、当園の母子通園教室に来る日以外は保育園に通っていた。特別支援学校に入学すると当然、保育園には通えない。スクールバスが最寄りのバス停に到着するのは午後4時。母親の仕事が終わるのは午後6時。その約2時間の間、Y君の面倒を見てくれる人がいない。そこで、「どうしましょう」との冒頭の相談となったわけである。



平成11年当時、障害児者に対する在宅サービスはほとんど皆無とっていい状況であり、障害児が利用できる福祉サービスは「入所施設」のみであった。制度化されたサービスだけで考えると、母親の相談への答えは「施設に入所させることです」となる。実際、私の施設にも定員に空きがあった。しかし、Y君の両親はY君を家庭で育てたいと強く願っていたし、自分たちも仕事を続けたいと考えていた。幸いY君が利用するスクールバスのバス停は私たちの施設の入所児童が利用するバス停と同じである。私は職員と話し合い、母親が仕事を終えて迎えに来る時間までY君を施設で預かることにした。Y君の世話は早出勤務を終えた職員が交代であたってくれる制度外のボランティアであった。

そうこうしているうちに、どこから噂を聞きつけたのか、「うちの子も預かってほしい」との相談が次々と舞い込んできて、平成13年から専任職員を配置し、障害児の学童保育サービスを行うことになった。平成14年からは同種の事業をやはりボランティアで行っていた親の会の方々と共に鹿児島市の補助事業を受けられるようになったものの、利用児童は年々増加し、担当職員を1人から2人、3人と増やして行かざるを得ない状況であった。こんなにたくさんの障害児の親が放課後の支援を必要としていることをあらためて実感する一方で、補助金と利用料だけで人件費その他の経費を賄うことはできず、毎年百万円単位の赤字を生み出していた。

その後、平成18年に施行された障害者自立支援法に位置付けられた児童デイサービスに学齢児も利用できるⅡ型が創設され、また、平成24年に「放課後等デイサービス」が児童福祉法に法定化され、ようやく20歳未満で学校に在籍するすべての障害児が放課後の支援を受けることができるようになった。事業所の数も増え、他の在宅サービスも充実してきたため、Y君の母親のような悩みもだいぶ解消されてきたように思う。

私が所属する社会福祉法人落穂会は昭和33年に知的障害児施設を開設し、今年55年目を迎える。法人の基本理念の3番目に「地域社会の中の重要な社会資源であることを認識し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上に寄与する（フロンティア精神）」とある。

「福祉サービス」や「利用者のニーズ」という言葉などなかった時代に、まさに何も無いところから福祉事業を立ち上げた創設者のフロンティアスピリット（開拓者精神）と比較すると、今の時代の実践がその足元にも及ばないことは言うまでもないが、今の時代、これからの時代に必要とされる福祉サービスを提供していくささやかな実践を今後も続けてきたいと思う。それこそが社会福祉法人の使命であると思う。

そのことを私たちに改めて教えてくれたY君は昨年3月、特別支援学校高等部を卒業し、4月から毎日元気に私の施設の通所部に通っている。





大雨・台風等の襲来の時節となりました。万一被害にあわれた場合はこのような制度があります。

❁「九社連社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金事業」の主な内容

①対象災害の種類

- ・対象とする災害は（１）災害救助法（２）その他

②見舞金の手続き

- ・各県経営協会長の内申が必要です。

③災害見舞金基準（１法人につき）

	災害の種類及び被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上	最高限度額 10万円

④この事業は平成24年4月1日から適用されています。

[参考]

・全国社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金の基準（１件につき）

	被害の種類および被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	10万円 20万円 30万円
2	法人役職員・入所者死亡被害 ※生花代を贈り弔意を示す	1人あたり3万円

(注) 1法人の被害が複数(施設・人)に及び場合、1法人あたりの見舞金額上限は30万円とする。

・鹿児島県社会福祉法人経営者協議会見舞金

支給対象は、会員の死亡及び自然災害等による罹災。但し、広範に亘る災害（地震、風水害等）は除く。見舞金の金額は、2万円。



今年度の「スピーチコンテスト」の開催日決まる！！

平成25年2月に開催した「福祉の現場から私たちの提言」と題するスピーチコンテストは、第1回目として企画から実施まで十分とは言えない準備期間にもかかわらず、盛会裏に終えることができました。

各種社会福祉施設等の役職員、民生委員・児童委員や社協職員など広く福祉に関わる人たちの思いの文を発表してもらったもので、福祉に対する理解を深めますところ豊かな鹿児島の建設に資するものです。

第2回目となる今年度は、【平成26年1月23日（木） かがしま県民交流センター】で開催することが決定しました。企画調整を経て、今後、広報されますのでスピーチの応募、当日の来場等心づもりをお願いします。

第1回 県社会福祉法人経営者大会の開催日も決まる！！

県経営協単独主催として始めて開催する「社会福祉法人経営者大会」を、【平成26年2月4日（火）～5日（水） 城山観光ホテル】で開催します。この大会は、拡大セミナーともいうべきもので、講演、分会、交流会で構成され午後から翌日午前中まで開催されます。

経営協会員、非会員を問わず各法人・施設を対象として広く参集し、厳しくなりつつある各社会福祉法人経営の向上を目指すものですので、ぜひとも計画日程に上程をお願いします。

事務局 便り

【前号発行後の経営協の取組み】

月	日	行事名	場所	主な内容等
4	24	九社連経営協役員会	福岡市	九州沖縄各県経営協
4	25	県経営協監査	社会福祉センター	定期監査
4	25	県経営協協議員会	〃	予算・事業関係協議等
5	8	県経営協総会	サンロイヤルホテル	定例総会
5	8	経営者セミナー	〃	第1回経営者セミナー
6	10	青年経営者部会総会	ホテルレクストン鹿児島	県経営協青年経営者部会
6	25	第1回会計研修会	サンロイヤルホテル	新会計基準等
6	26	施設経営指導連絡協議会	社会福祉センター	正副会長出席（県社協主催）
7	3	県経営協役員会	〃	経営者大会等協議

【これからの経営協の取組み（予定を含む）】

8		経営協九州ブロック会議	福岡市	全国経営協主催
10		経営者セミナー	鹿児島市	
10		第2回会計研修	〃	新会計基準、県の指導監査
10		知事と語る会	県庁	各種別協の要望事項等
26年1	23	第2回スピーチコンテスト	かがしま県民交流センター	発表・表彰等
2	4～5	第1回社会福祉法人経営者大会	城山観光ホテル	講演・分科会等
2		（経営者セミナー）	鹿児島市	
2		第3回会計研修	鹿児島市（奄美市）	